



福県医発第2871号(地)

平成24年 3月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

みやま市乳幼児医療費支給制度の改正について

今般、みやま市より平成24年4月1日より乳幼児医療支給の対象年齢を小学3年生まで拡大する旨別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療証の提示がない方には、各医療保険の負担で費用徴収をいただきますよう併せてお願い申し上げます。
- 2) 今回の改正内容につきましては下記のとおりであります。

記

改正内容

現在、みやま市における乳幼児医療費の支給対象年齢は、小学校就学前までとしています。

今回みやま市独自の制度改正を行い、平成24年4月1日より支給対象年齢を小学校3年生（9歳に達する年度の3月31日）まで拡充し、名称も乳幼児・児童医療費に改めます。

なお、詳細は以下のとおりです。

対象年齢	改 正 点
出生～3歳未満	改正はありません
3歳以上～ 小学就学前	乳幼児医療証から乳幼児・児童医療証に変更になり、小学3年生までの有効期限となります。 その他の自己負担額や所得制限なし等は変更ありません。
小学1年～ 3年生 (平成24年4月 1日より実施)	平成24年4月1日から新たに対象者となり乳幼児・児童医療証を発行します。ただし、ひとり親家庭等医療費や重度障害者医療費の支給対象者には乳幼児・児童医療証を発行しないこととしています。 自己負担額は3歳以上～小学就学前と同じく外来600円/月、入院500円/日（月7日を限度）です。なお、ひとり親家庭等医療費や重度障害者医療費の支給対象者で乳幼児・児童医療証を発行されなかった方には、後日多く支払われた自己負担額の差額をお返しします。

社団法人 福岡県医師会 殿

みやま市長 西原 親
(市民課医療係)



乳幼児医療費支給制度の改正について（通知）

立春の候、貴殿におかれましては、みやま市の福祉医療の円滑なる実施にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みやま市は、平成24年4月1日より乳幼児医療支給の対象年齢を小学校3年生まで拡充を図ることとしています。

つきましては、公務ご多忙の折とは存じますが、各関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、医療証の提示がない方には、各医療保険の負担で費用徴収をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

改正内容

現在、みやま市における乳幼児医療費の支給対象年齢は、小学校就学前までとしています。

今回みやま市独自の制度改正を行い、平成24年4月1日より支給対象年齢を小学校3年生（9歳に達する年度の3月31日）まで拡充し、名称も乳幼児・児童医療費に改めます。

なお、詳細は以下のとおりです。

対象年齢	改正点
出生～3歳未満	改正はありません。
3歳以上～ 小学就学前	乳幼児医療証から乳幼児・児童医療証に変更になり、小学3年生までの有効期限となります。 その他の自己負担額や所得制限なし等は変更ありません。
小学校1年～ 3年生 (平成24年4月1日より実施)	平成24年4月1日から新たに対象者となり乳幼児・児童医療証を発行します。ただし、ひとり親家庭等医療費や重度障害者医療費の支給対象者には乳幼児・児童医療証を発行しないこととしています。 自己負担額は3歳以上～小学就学前と同じく外来600円/月、入院500円/日（月7日を限度）です。なお、ひとり親家庭等医療費や重度障害者医療費の支給対象者で乳幼児・児童医療証を発行されなかった方には、後日多く支払われた自己負担額の差額をお返しします。